

自 転 車 政 策 推 進 室

1 現状

本市では、平成22年1月に京都市自転車等駐車対策協議会からの答申を受け、平成22年3月に「改訂京都市自転車総合計画」（以下「改訂総合計画」という。）を策定した。

改定総合計画では、市民や事業者との協働の下、自転車等駐車場の整備をはじめとする利用環境の整備と利用マナー・ルールの啓発、撤去の強化等の取組を進めている。

一方、自転車は、環境にやさしく、健康的で便利な乗物として、より有効な活用が求められているが、自転車政策は、道路整備、放置自転車対策、自転車利用者の走行マナーの向上・啓発等、取り組むべき事項が多岐にわたっている。

2 総合的な自転車政策の推進

平成26年度の組織改正において、自転車政策課を部相当の自転車政策推進室に改組するとともに、「自転車政策推進プロジェクトチーム」を新設し、

- 安心・安全な走行環境の整備
- 放置自転車対策や駐輪場の整備
- 走行マナーの向上や啓発
- 観光分野での活用

など、広範多岐にわたる自転車に関連する継続策の更なる融合・推進を図る。

また、平成22年度から31年度までを取組期間とする「改訂総合計画」の前半5年間の総括と、今後5年間を見据えた見直しをはじめ、自転車に関する統一した方針を策定し、より総合的な自転車政策を強力に推進する。

3 自転車等駐車場の整備

- (1) 行政、鉄道・バス事業者、民間事業者(助成金制度活用、占用事業者)による整備

本年度の取組として、京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度を活用した整備及び、道路占用制度等を活用した公募型駐輪場整備を引き続き推進する。昨年度は、公募型駐輪場整備として、出町柳駅において道路占用制度を活用した路上駐輪場、元立誠小学校跡地及び元西木屋町通事業予定地の行政財産目的外使用による駐輪場を整備した。今後、京都駅南口駅前広場整備事業において地下機械式駐輪場及び路上駐輪場の整備、市庁舎前広場において市庁舎建て替えに伴い閉鎖する寺町臨時自転車駐車場の代替施設としての地下機械式駐輪場の整備、JR桂川駅において自動二輪車駐車場の整備を図る予定である。

今後も引き続き、自転車利用環境の向上を図るため、行政と鉄道・バス事業者、民間事業者等が、積極的に連携・協力して、自転車等駐車場の整備を推進する。

平成25年度 民間自転車等駐車場整備助成金制度を活用した駐輪場の整備実績

場 所	件数	収容台数			助成額 (千円)
		自転車	原付等	合計	
都 心 部	1 件	0	24	24	1,440
松尾大社駅	1 件	72	0	72	2,880
西京極駅	1 件	0	51	51	3,060
祇園四条駅	1 件	65	0	65	2,600
竹 田 駅	1 件	103	0	103	3,960
今出川駅	1 件	20	0	20	800
鞍馬口駅	1 件	41	18	59	2,198
伏見稲荷駅	2 件	113	20	133	5,720
山 科 駅	1 件	66	0	66	2,640
合 計	10 件	480	113	593	25,298

(2) 集客施設等の付置義務による整備

平成21年10月に改正した、京都市自転車等放置防止条例に基づき、対象施設の拡大及び設置基準の引下げ等の強化を図るべく、自転車利用者の目的先である対象施設設置者に自転車駐車場の整備を促進させる。

付置義務自転車駐車場設置状況

年度	19	20	21	22	23	24	25
件数	12	24	34	33	33	52	46
収容台数	858	1,786	2,812	2,386	1,262	2,164	6,300

<参考>付置義務の対象となる施設と設置基準

対象施設	改正前		改正後	
	施設面積※1	設置基準 (㎡/台) ※2	施設面積※1	設置基準 (㎡/台) ※2
食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗	400 ㎡以上	20	300 ㎡以上	20
コンビニエンスストア	400 ㎡以上	20	150 ㎡以上	20
遊 技 場	400 ㎡以上	15	250 ㎡以上	15
銀 行	400 ㎡以上	25	400 ㎡以上	25
飲 食 店 ， 学 習 施 設			300 ㎡以上	20
官 公 署 ， 病 院 等			400 ㎡以上	25
博 物 館 等			1,050 ㎡以上	70
スポーツ施設，レンタルビデオ店			250 ㎡以上	15
郵 便 局			150 ㎡以上	10
映画館，カラオケボックス			450 ㎡以上	30

4 放置自転車等対策（啓発及び撤去）

地域の啓発活動（本室所管のもの 平成26年5月現在、3箇所）や放置自転車等防止啓発員による放置防止啓発及び撤去強化区域等での自転車等の即時撤去の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組んでいる。（平成26年5月現在、市内86箇所を即時撤去区域に指定）

また、都心部においては、アクションプログラム取組期間終了後も「都心部の放置自転車をなくする会」による地域主体の啓発監視活動を実施するとともに、都心部全域を撤去強化区域に指定し、撤去を強化するなど、放置自転車問題の抜本的な解決に向けた取組を引き続き行っている。

平成26年度においては、多様化する放置自転車問題の解決を図るべく、人員や搬送手段等を実情に合わせて最適化し、その対策の強化にも着手していく。

放置自転車撤去・返還状況

年度		20	21	22	23	24	25
撤去回数	撤去強化区域内	613 回	599 回	797 回	975 回	942 回	774 回
	撤去強化区域外	702 回	869 回	1,587 回	2,110 回	2,238 回	1,949 回
	計	1,315 回	1,468 回	2,384 回	3,085 回	3,180 回	2,723 回
撤去台数	撤去強化区域内	54,331 台	47,689 台	55,695 台	45,861 台	44,387 台	38,572 台
	撤去強化区域外	29,256 台	26,985 台	30,549 台	21,921 台	19,586 台	16,031 台
	計	83,587 台	74,674 台	86,244 台	67,782 台	63,973 台	54,603 台
返還台数		52,282 台	47,333 台	55,993 台	44,037 台	42,925 台	36,414 台
返還率		62.5%	63.4%	64.9%	65.0%	67.1%	66.7%

放置原動機付自転車撤去・返還状況

年度	20	21	22	23	24	25
撤去回数	18 回	24 回	20 回	10 回	7 回	23 回
撤去台数	65 台	35 台	18 台	16 台	3 台	42 台
返還台数	56 台	31 台	16 台	11 台	2 台	27 台
返還率	86.2%	88.6%	88.9%	68.8%	66.7%	64.3%

撤去自転車等保管所

保管所名等	撤去場所
宝が池保管所 所在地：左京区松ヶ崎南 池ノ内町 5	国際会館駅，松ヶ崎駅，北山駅，修学院駅，北大路駅， 百万遍，洛北高校前，西賀茂車庫，今出川駅，千本北大路， 鞍馬口駅，地下鉄丸太町駅，元田中駅，茶山駅，高野， 錦林車庫の各周辺
十条保管所 所在地：東山区福稲川原町 1	出町柳，神宮丸太町駅，三条京阪，四条京阪，清水五条駅， 七条駅，東福寺駅，伏見稲荷駅，深草駅，藤森駅，祇園， 蹴上駅，東山三条，熊野神社前，J R 藤森駅の各周辺及び 鴨川河川敷（葵橋上流から塩小路橋までの間）
石田保管所 所在地：伏見区石田森東町 46	御陵駅，山科駅，東野駅，柳辻駅，小野駅，醍醐駅， 桃山南口駅，中書島駅，淀駅，六地藏駅，J R 桃山駅， 観月橋駅，石田駅の各周辺
吉祥院保管所 所在地：南区吉祥院 仁木ノ森町 10	桂駅，上桂駅，西大路駅，松尾駅，洛西口駅，西京極駅， 桂川駅，四条天神川，西大路七条の各周辺
三条千本保管所 所在地：中京区壬生 天池町 5-2	花園駅，円町駅，二条駅，北野白梅町駅，JR 嵯峨嵐山駅， JR 太秦駅，二条城前駅，西院駅，四条大宮，寺町二条， 西大路御池駅，太秦天神川駅，千本丸太町，四条西洞院， 西洞院御池，帷子ノ辻駅，梅津段町の各周辺及び都心部（先斗 町通，綾小路通，両替町通及び押小路通で囲まれた区域）
くいな橋保管所 所在地：伏見区竹田 中島町 20-1	丹波口駅，地下鉄五条駅，京都駅，九条駅，地下鉄十条駅， くいな橋駅，竹田駅，東寺駅，近鉄十条駅，上鳥羽口駅， 伏見駅，丹波橋駅，大手筋（伏見桃山駅・桃山御陵前駅）， 向島駅の各周辺

5 放置自動車対策

放置自動車対策については，平成 14 年 4 月 1 日に施行した京都市自動車放置防止条例に
基づき，実施している。

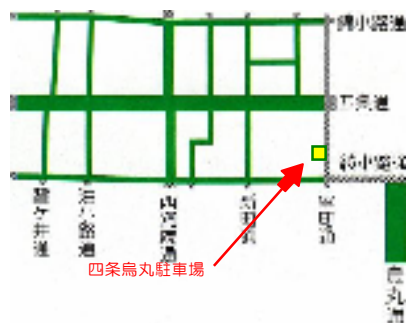
放置自動車強制撤去状況

年 度	20	21	22	23	24	25
撤去台数	66	61	28	8	19	10

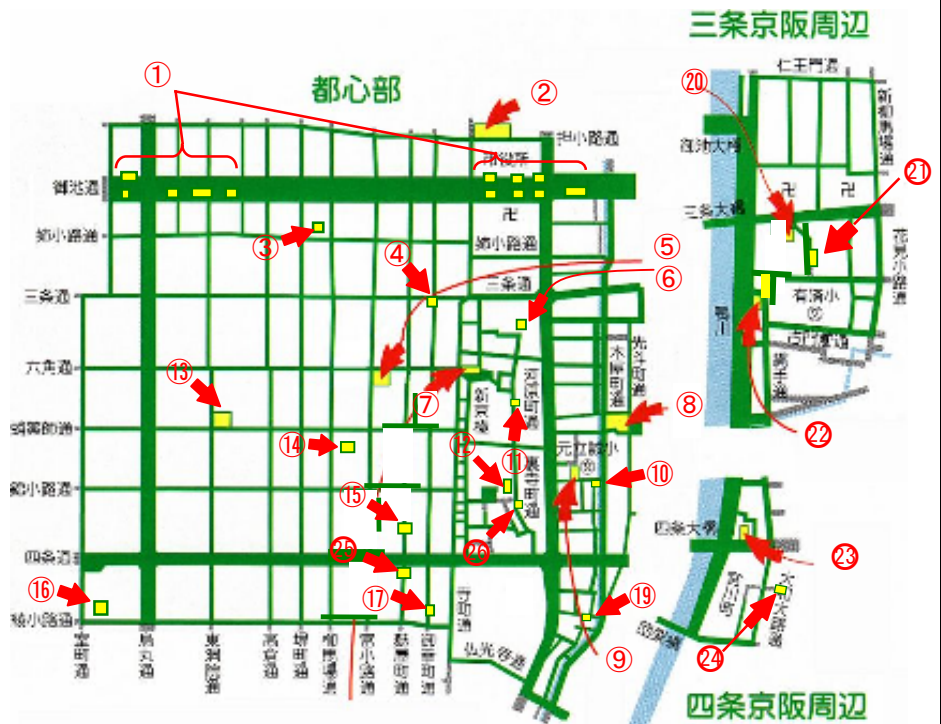
四条大宮周辺



四条西洞院周辺



都心部 ・ 三条京阪 ・ 四条京阪周辺



- ①御池通まちかど駐輪場 ②寺町臨時自転車駐車場 ③ECO 通 STATION
- ④町家パーク ⑤富小路自転車駐車場 ⑥T-park 桜之町
- ⑦エコステーション21 ろっくんプラザ ⑧先斗町バイク駐車場
- ⑨先斗町自転車駐車場 ⑩エコステーション21 西木屋町バイク駐車場
- ⑪イーザー自転車パーク河原町 ⑫新京極公園自転車駐車場
- ⑬御射山自転車等駐車場 ⑭SOZO+駐輪場 ⑮フヤ町パーキング
- ⑯四条烏丸駐車場 ⑰エコステーション21 綾小路御幸町 ⑱船頭町屋内駐輪場
- ⑳エコステーション21 三条 KYOUEI バイク駐車場
- ㉑エコステーション21 三条東 ㉒エコステーション21 京阪三条南ビル
- ㉓エコステーション21 京阪四条 ㉔フルーツバイクパーク祇園四条
- ㉕フルーツ自転車パーク四条麩屋町 ㉖フルーツバイクパーク四条河原町

自転車等駐車場

平成 26 年 5 月 31 日現在

北区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
西賀茂	250	150	—	—	

左京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
松ヶ崎駅	1,200	150	—	—	
国際会館駅	3,000	150	250	—	

中京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
円町駅	761	150	250	—	
二条駅南	1,060	150	—	—	
御射山	1,008	※1	※2	—	※1 1時間まで無料, 1時間超5時間まで100円, 5時間超10時間まで150円, 10時間超24時間まで200円, 24時間超, 24時間毎に200円加算 ※2 1時間まで100円, 1時間超5時間まで200円, 5時間超10時間まで250円, 10時間超24時間まで300円, 24時間超, 24時間毎に300円加算
西大路御池駅	435	150	250	—	

山科区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
山科駅	1,900	150	250	—	
東野駅	900	150	—	—	
御陵駅南	200	150	—	—	
御陵駅北	100	月極のみ	月極のみ	—	
栂辻駅	800	150	—	—	
小野駅	465	150	250	—	

南区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自転車	原付	自動二輪	
東寺駅	540	150	250	—	
近鉄十条駅	350	150	250	—	
西大路駅北	200	月極のみ	—	—	
桂川駅東	800	150	250	—	
桂川駅西	1,000	150	250	—	

右京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自 転 車	原付	自動二輪	
太秦	1,021	150	250	—	
西院	954	150	—	—	
西京極	780	150	—	—	
花園駅	780	150	250	—	
太秦天神川 駅	1,036	150	250	—	
嵯峨嵐山駅	383	150	—	—	

西京区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自 転 車	原付	自動二輪	
桂駅西口	1,721	150	—	—	
桂駅東口	500	150	—	—	
桂駅南	451	150	250	—	
松尾大社駅	200	150	250	—	

伏見区

駐車場名	収容台数 (台)	料金 (円)			備考
		自 転 車	原付	自動二輪	
石田駅	650	150	250	—	
上鳥羽口駅	400	150	250	—	
醍醐駅	1,000	150	—	—	
桃山駅	126	無料	—	—	
JR 藤森駅	340	無料	—	—	

北区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
大宮交通公園駐車場	普通車	15	30 分毎 100	

上京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
出町駐車場	普通車	159	30 分毎 150	
	自動二輪車	80	30 分毎 60	
	自転車	540	150	

左京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
銀閣寺観光駐車場	バス	12	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで
	タクシー・ハイヤー	40	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	15	400	
	自転車	5	200	

中京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
御池駐車場	普通車	667	30 分毎 250	

東山区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
清水坂観光駐車場	バス	55	2,500	有料供用時間 午前 0 時から 午後 12 時まで
	タクシー・ハイヤー	59	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	31	400	
	自転車	30	200	
鴨東駐車場	普通車 (うちハイルー フ)	131 (30)	30 分毎 250	
円山駐車場	普通車	134	30 分毎 250	
	自動二輪車	10	30 分毎 100	

下京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
四条烏丸駐車場	普通車	294	30 分毎 250	
	自動二輪車	210	30 分毎 100	
	自転車	150	150	
梅小路公園 おもいやり駐車場	普通車	238	2 時間まで 700	交通弱者専用

右京区

施設名	収容台数(台)		主な料金(円)	備考
嵐山観光駐車場	バス	37	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで
	タクシー・ハイヤー	105	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	5	400	
	自転車	10	200	
高雄観光駐車場	バス	14	2,500	有料供用時間 午前 8 時から 午後 5 時まで ※1
	タクシー・ハイヤー	40	800	
	普通車		1,000	
	自動二輪車	5	400	
	自転車	5	200	

※ 主な料金のうち、注記がない場合には 1 日 1 回の料金を示す。

※1 11 月 1 日から 12 月 31 日までの期間のうち市長が告示で定める期間に限る。

6 一般財団法人京都市都市整備公社

駐車場の設置、管理及び運営を行うとともに、交通安全思想を普及徹底することにより、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、昭和43年9月16日に京都市駐車場公社を設立した後、土地区画整理事業の施行並びに土地区画整理事業及び公共施設造成事業の啓発及び育成を行い、公共の福祉に寄与することを目的とした京都市土地区画整理協会と平成21年4月1日に合併し、京都市都市整備公社となった。

公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に一般財団法人へ移行し、次に掲げる事業を行っている。

- (1) 駐車場の設置及び運営管理並びに管理の受託
- (2) 駐車場の整備拡充のための広報
- (3) 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研究並びに関係行政機関への協力
- (4) 交通環境の改善及び地域振興に資するための助成事業
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動の推進
- (6) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業実施の啓発及び奨励
- (7) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業施行に関する指導、調査及び研究
- (8) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業に関する事務の受託
- (9) 土地区画整理事業資金借入の斡旋
- (10) 土地区画整理事業に係る研究会及び講習会の開催
- (11) 土地区画整理事業施行者相互の連絡
- (12) その他上記の目的を達成するために必要と認められる事業

道 路 建 設 部 道 路 建 設 課

1 都市計画道路整備事業

(1) 概略

都市計画道路（街路）は、都市交通施設としての機能ばかりでなく、都市環境、都市防災等様々な機能を有し、都市の骨格を形成する基盤的な施設である。このような都市計画道路のうち、道路建設課においては、主に幹線道路、補助幹線道路の整備を通して、安全かつ快適な交通の確保と健全な市街地の形成及び都市の発展に寄与することを目的として事業を進めている。

なお、建設局の重点取組路線である八条通及び竹田街道（京都駅南口駅前広場整備）については、平成25年7月に事業認可を取得し、今年度から整備工事に着手する。

(2) 現在事業化されている主な街路整備状況

路 線 名	計画区間	完成区間	施工中区間
八条通及び竹田街道 （京都駅南口駅前広場整備）	大宮通～河原町通	大宮通～油小路通 （※隅切り部に未了区間あり） 竹田街道～河原町通	油小路通～竹田街道
伏見向日町線	大和街道 ～沓掛上羽線	油小路線～国道1号	外環状線 ～中山石見線
中山石見線	国道9号 ～伏見向日町線	国道9号 ～向日町停車場塚原線	向日町停車場塚原線 ～伏見向日町線
鴨川東岸線	十条通～出町柳	十条通～三ノ橋放流路 塩小路通～出町柳	三ノ橋放流路 ～岸ノ上橋
本町下高松通	東山区本町二十丁目 ～福稲下高松町		東山区本町二十丁目 ～福稲下高松町

(3) 平成25年度実績

路線名	供用区間	延 長	着 工	完 成
西小路通	旧二条通～丸太町通	360m	5年度	25年度
伏見向日町線（東工区）	外環状線～大山崎大枝線	590m	5年度	25年度

西小路通工事完成



伏見向日町線（東工区）完成



2 道路改良及び橋りょう整備事業

(1) 概要

本市は、大都市でありながら、市街地は全市域の3分の1、残る3分の2は山間地という特徴があり、この点を考慮しながら道路改良及び橋りょう整備を進めている。

市街地においては、市街地と山間地との地域格差を是正し、均衡ある発展を図るため、人家連たん部分や重点路線などを優先的に、未改良区間の整備と交通不能区間の解消を図っていくことを重点としている。

また、都市間交通ネットワーク機能の強化を図るため、京都広河原美山線（二ノ瀬バイパス）や一般国道162号（栗尾バイパス）などの広域道路網の整備を進めている。

そのうち、二ノ瀬バイパスについては、平成24年9月にトンネル工事に着手しており、今年度も引き続き工事を進めている。また、トンネル前後の現道拡幅工事にも着手し、平成26年度末供用開始を目指し、事業を推進する。

栗尾バイパス（京北トンネル）については、平成25年12月に供用開始した。

(2) 現在施工中の主な道路

路 線 名	延 長	着 工	完成予定
京都広河原美山線（二ノ瀬バイパス）	2,150m	17年度	26年度

(3) 平成25年度実績

路 線 名	延 長	着 工	完 成
大山崎大枝線※ ¹	1,700m	11年度	25年度
西陣杉坂線（釈迦谷工区）	700m	17年度	25年度
栗尾バイパス（京北トンネル）	2,342m	17年度	25年度
小塩山大原野線	780m	22年度	25年度

※1 国道9号～京都縦貫自動車道大原野IC間

京北トンネル開通



小塩山大原野線開通



3 鉄道の立体交差化事業

(1) 概要

道路と鉄道は都市を支える交通基盤として、共に大きな役割を担っているが、市街地においては、踏切に起因する交通渋滞や事故が発生し、踏切の存在が都市交通上の問題となっている。

このため、道路と交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することにより、複数の踏切を一括して除却し、都市交通の円滑化や線路で分断された市街地の一体化等を図る。

(2) 立体交差化事業の一覧

事業名	事業区間	延長	着工	完成
J R 山陰本線複線高架化事業 ※1	京都駅～嵯峨嵐山駅 (京都駅～二条駅の単線高架化は昭和 51 年度完成)	6.7 k m	15 年度	21 年度
阪急京都線 (洛西口駅付近) 連続立体交差化事業※2	桂駅南側～東向日駅北側	約 2.0 k m	15 年度	27 年度
京阪本線淀駅周辺整備事業※3	伏見区淀木津町～納所下野	約 2.0 k m	11 年度	25 年度

※1 嵯峨嵐山駅橋上化及び自由通路の整備については、平成 17 年度に事業着手し、平成 20 年 6 月 14 日に部分供用、同年 11 月 21 日に全面供用を開始した。(平成 21 年 3 月、嵯峨嵐山駅橋上化及び自由通路整備事業完了。)

都市計画道路梅津太秦線の道路整備については、平成 24 年度に工事着手し、平成 26 年度に完成予定である。

※2 平成 25 年 10 月に、上り線の高架切替済みである。

※3 駅前広場及び側道整備工事についても、平成 24 年度から着手し、平成 25 年度に完成した。

京阪本線淀駅周辺整備事業完成



4 広域幹線道路網の整備推進

(1) 概要

道路は、都市の生活環境の向上、産業振興及び地域の活性化に関わる都市の基盤施設として重要な役割を果たしており、その整備に当たっては、沿道土地利用との整合を図りながら、広域幹線道路から細街路に至るまで、その機能に応じた効率的なネットワークの形成を図っていく必要がある。

中でも、広域幹線道路については、本市と他都市を結ぶだけではなく、関西国際空港などへのアクセスをはじめ、広域交通の軸となる高速道路網と有機的に接続するとともに、市内における通過交通を排除し、本市にかかわる中長距離交通の適切な配分を担う道路として、その整備促進を図ってきた。

都市計画決定している京都高速道路3路線（堀川線、久世橋線、西大路線）については、平成24年度から抜本的な見直しに着手しており、社会情勢の変化を踏まえ、都市計画上の必要性や費用対効果などについて検証している。

(2) 供用中の高速道路一覧

路 線 名	延長	区 間	事 業 者
京都高速道路 (新十条通)	2.7km	山科区西野山～伏見区深草 (平成20年6月1日開通)	阪神高速道路(株)
京都高速道路 (油小路線(斜久世橋区間))	1.9km	伏見区深草～伏見区竹田 (平成23年3月27日開通)	
京都高速道路 (油小路線(直線区間))	5.5km	伏見区竹田～伏見区向島 (平成20年1月19日開通)	
京都第二外環状道路 (京都縦貫自動車道)	15.7km	久御山町(京滋バイパス) ～西京区大枝(京都丹波道路)	NEXCO 西日本(株)
第二京阪道路	29.7km (一般道路) 28.3km (自動車専用道路)	伏見区横大路下三栖(京都外環 状線)～大阪府門真市(大阪中 央環状線)	

(3) 各種協議会等

協議会名	取組内容等
京都高速道路整備促進京都市協議会	京都市内の各地域を高速道路で有機的に接続し、交通混雑の解消と都市の活性化を促すとともに、京阪神都市圏の一体的な発展に寄与する京都高速道路網の早期建設を促進することを目的として設置。
京都府高速道路網整備促進協議会 (旧 京都縦貫自動車道・新名神高速道路等整備促進協議会)	京都縦貫自動車道及び新名神高速道路をはじめとする京都府域の高速道路網が早期に全線完成するよう促進活動を展開することを目的として設置。 本市は副会長として参画している。

京都第二外環状道路沿線市町連絡協議会	京都第二外環状道路の整備促進を図ることを目的として設置。 京都第二外環状道路の全線開通（平成２５年４月２１日）を受け、平成２６年３月３１日をもって解散した。
E T C 普及推進近畿地区協議会	近畿地区において、官民一体となってE T Cの普及促進に取り組むため、普及目標を設定するとともに、各主体の施策を総合化した普及戦略を策定すること、また、普及促進に向けた取組を体的にアピールすることを目的として設置

道 路 建 設 部 道 路 環 境 整 備 課

1 交通安全施設等整備事業

(1) バリアフリー新法に基づく対策事業

①事業期間 平成14年度～平成27年度以降

②重点整備地区

[道路特定事業計画策定済地区] (16地区)

桂, 山科, 烏丸, 向島, 京都, 嵯峨嵐山, 河原町, 稲荷, 京阪五条・七条, 桃山御陵前, 京阪藤森, 東福寺, 伏見, 太秦, 大宮 (京阪五条・七条は二地区を一体として策定)

幅の広い歩道の整備や, 段差や傾斜・勾配を解消した歩行空間のバリアフリー化及び自動車走行を制限する歩車共存道路を整備することで, 高齢者や障害のある方など, すべての人々が, 安全で快適に歩けるバリアフリー構造の歩行空間を, ネットワークとして連続的に整備している。

平成14年10月に策定された「京都市交通バリアフリー全体構想」及び平成24年3月に策定された「『歩くまち・京都』交通バリアフリー全体構想」で選定された重点整備地区について, 基本構想と道路特定事業計画を順次策定し, 駅と駅前広場, その周辺施設を結ぶ経路, 駅前広場等のバリアフリー化の事業を進めている。

重点整備地区のバリアフリー事業進捗状況

地区名	基本構想策定	道路特定事業計画策定	事業進捗状況	備考
山科地区	平成15年10月	平成16年3月	平成19年度完成	完成
桂地区	平成15年10月	平成16年3月	平成20年度完成	
烏丸地区	平成16年10月	平成17年3月	事業中	継続
向島地区	平成16年10月	平成17年3月	平成21年度完成	完成
嵯峨嵐山地区	平成17年11月	平成18年3月	平成22年度完成	
京都地区	平成17年11月	平成18年3月	事業中	継続
河原町地区	平成18年10月	平成19年3月		
稲荷地区	平成18年10月	平成19年3月		
京阪五条七条地区 (※2地区)	平成19年 9月	平成20年2月		
桃山御陵前地区	平成19年 9月	平成20年2月		
京阪藤森地区	平成20年 9月	平成21年3月		
東福寺地区	平成20年 9月	平成21年3月		
伏見地区	平成20年12月	平成21年3月		
太秦地区	平成25年 3月	平成26年3月	未着手	
大宮地区	平成25年 3月	平成26年3月		
J R 藤森地区	平成26年 3月	平成26年度末予定		
深草地区	平成26年 3月	平成26年度末予定		
西院地区	平成26年 3月	平成27年度以降		
桃山地区	平成26年度末予定	平成27年度以降		
上桂地区	平成26年度末予定	平成27年度以降		
阪急嵐山・松尾大社地区 (※2地区)	平成26年度末予定	平成27年度以降		
西大路地区	平成27年度以降	平成27年度以降		

平成25年度実績 (完成路線)

地区名	完成路線	内容
東山地区	一般市道 本町通 (泉涌寺道～九条跨線橋)	歩車共存道路
	一般市道 今熊野緯22号線他 (泉涌寺道) (本町通～今熊野緯38号線)	歩道整備, 歩車共存道路
伏見地区	一般市道 南部町通 (伏見区総合庁舎南側～毛利橋通)	歩道整備

(2) あんしん歩行エリア対策事業

平成20年度に、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために、緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区として、国土交通省・警察庁により「あんしん歩行エリア」に指定された松ヶ崎地区（左京区）について、交通事故防止に効果的な対策として、歩道、歩車共存道路の整備等を実施している。

2 無電柱化推進事業

(1) 概要

本事業は、昭和61年度から、都市災害の防止、都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を目的として、幹線道路及び伝統的建造物群保存地区など景観の保全再生に特段の配慮を要する地区を中心に、無電柱化事業に取り組んでおり、整備延長は平成25年度末で61.12kmとなっている。

平成22年度からは、近畿地区無電柱化協議会で確認された「無電柱化候補路線」について、幹線道路の安全確保や、京都らしい歴史的町並み景観の保全再生に、さらに一層貢献できるように事業を推進している。

(2) 実績（平成25年度末電線共同溝整備延長：61.12km）

計 画 名	実 施 期 間	電線共同溝整備延長
第1期電線類地中化計画	昭和61年度～平成2年度	10.57km
第2期電線類地中化計画	平成3年度～平成6年度	7.65km
第3期電線類地中化計画	平成7年度～平成10年度	11.25km
新電線類地中化計画（第4期）	平成11年度～平成15年度	13.69km
無電柱化推進計画（第5期）	平成16年度～平成20年度	12.18km
無電柱化候補路線	平成21年度～平成25年度	5.78km

(3) 実施中の主な無電柱化工事（平成26年度）

道路種別	路線名	電線共同溝整備延長	備考
地方道	一般市道油小路通（小川通）	0.25km	継続

翔鸞緯7号線（上七軒通）

整備前



整備後



3 自転車通行環境整備事業

(1) 概要

歩行者と自転車が安心・安全に通行できる道路環境の確保に向け、平成24年3月に作成した「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」（案）に基づき、平成24年11月に国交省・警察庁が発出した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」及び、平成26年3月に京都府道路交通環境安全推進連絡会議 自転車通行環境部会策定した「京都府自転車道等設計基準及び参考設計図集〈案〉」等を基準にし、京都府警や関係機関等と協議を行い、自転車通行環境の整備を進めていく。

(2) 取組状況及び予定

平成22年11月	御池通自転車通行環境整備に係る実証実験
平成24年 3月	「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」案のとりまとめ
平成24年度	御池通（堀川通～御池大橋）南北歩道詳細設計 七条通（大宮通～千本通）詳細設計完了 烏丸通（丸太町通～御池通）整備完了
平成25年度	御池通、七条通等において整備を推進
平成26年度予定	御池通、七条通等において整備を推進 烏丸通（四条通～塩小路通※五条通～七条通除く）測量 烏丸通（御池通～四条通）整備手法検討のための社会実験

御池通



4 四条通歩道拡幅事業

(1) 概要

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区）を中心とする「まちなか」において、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進するため、安心・安全な歩行空間の確保と路線バスの利便性向上を図り、四条通（四条大橋東詰～烏丸通）の歩道拡幅と道路形状の公共交通優先化を実施する。

(2) 取組状況及び予定

平成25年度	詳細測量設計業務完了及び歩道拡幅工事着手
平成26年度予定	歩道拡幅工事

道 路 建 設 部 用 地 課

1 公共用地の取得

道路、河川、公園等の事業を実施するためには、まず、事業対象地の用地取得が必要である。代替地の確保が困難及び生活権の補償要求等により、用地取得業務は非常に難しいのが現実であるが、公共施設を建設し、良好な都市環境の整備を図るため、用地取得に努力している。

用地を取得するためには、地元住民の理解と協力が必要であるため、事業決定がされると、まず、地元で事業課及び事業担当が当該公共事業の説明を行い、事業への理解と協力を求める。その後、用地担当が物件の調査及び公正な補償金額の算出等を行い、当該物件の関係権利者と買収交渉に入る。

2 補償金額の算出

土地代金は、「京都市不動産評価委員会」に諮問した評価額を基準として決定する。

建物・工作物等の移転補償金額及び損失補償金額は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」等に基づき算出する。

用 地 取 得 実 績					(単位 m ²)
年 度 事 業	21	22	23	24	25
道 路 改 良 事 業	51,915.27	26,835.32	18,350.25	7,334.36	1,549.49
都市計画街路事業	4,404.85	7,020.24	4,699.69	1,712.28	973.3
公 園 事 業	564.18	0.00	0.00	0.00	1,500.95
河 川 治 水 事 業	1,138.54	1,312.07	550.21	808.15	19.99
そ の 他 の 事 業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	58,022.84	35,167.63	23,600.15	9,854.79	4,043.73

※土地取得特別会計及び土地開発公社資金取得を含むが、買戻しは含まない。

3 移転立ち退き資金融資制度

この制度は、公共事業の施行に伴う建物の移転又は立ち退きを促進するため、移転等に要する資金の融資を行うものである。融資金額は、30万円以上1,000万円以下で、かつ、補償金の50%の範囲内としている。

1 都市公園の概要

(1) 都市公園とは

都市公園法では、都市公園を次のように定義している。(第2条第1項)

ア 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

イ 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

(ア) 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（(イ)に該当するものを除く。）

(イ) 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

(2) 都市公園の役割

ア 子ども達に遊び場を提供し、青少年や高齢者の運動の場となり、心身の健全な発達を促す場となる。

イ 都市に生活する住民に散策や憩いの場を提供し、住民相互のコミュニケーションの場となる。

ウ 騒音を和らげ、災害の発生の防止とともに、災害時の避難地や避難路となる。

エ 都市施設として、都市環境の整備及び改善、都市景観の増進に資することにより、都市形態を整える。

(3) 都市公園の種類

種 類		種別	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園		風 致 公 園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地及び水辺地の自然的条件に応じ、適切に配置する。
		動植物公園	動物園及び植物園の特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じ適切に配置する。

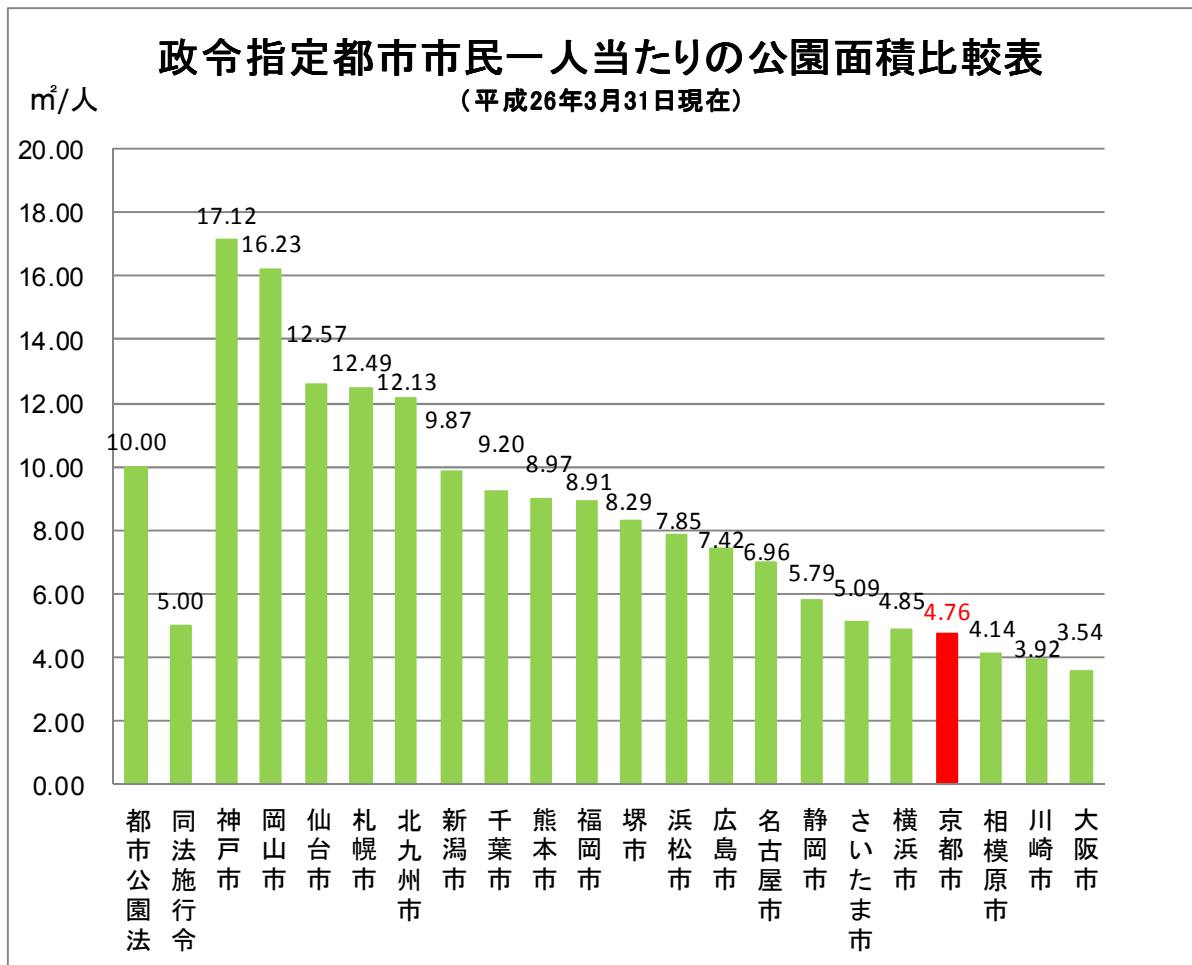
	歴 史 公 園	史跡、名勝及び天然記念物の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。
	墓 園	その面積の 2/3 以上を園地等とする景観の良好な、かつ、屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実状に応じ配置する。
	そ の 他	児童の交通知識及び交通道德を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに 1 箇所程度 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の防止及び緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都 市 林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全及び自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察及び散策利用のための施設を配置する。
	広場公園	市街地中心部の商業・業務系の地域における施設利用者が、休憩するための休養施設及び都市景観の向上に資する修景施設を主体に配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全及び改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）

緑道	災害時における避難路の確保，都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として，公園，学校，ショッピングセンター，駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国の設置に係る都市公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては，1箇所当たりの面積が概ね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては，その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

2 現状

京都市は，三方を緑の多い山に囲まれていること，神社，仏閣及び名勝地が散在していることから，大都市の中では自然の風光に恵まれている。

しかし，本市における市民 1 人当たりの公園面積は 4.76 m²であり，京都市都市公園条例に規定する「住民 1 人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」を目標に，公園の整備に努めている。



※大阪市は 25 年 2 月，神戸市は平成 25 年 10 月，相模原市は 25 年 12 月現在

3 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進

本市では、大切な緑を守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進めるため、平成22年3月に、緑分野の総合計画である、「京都市緑の基本計画」を策定した。

また、基本計画に掲げる施策を着実に推進するための実行計画として、「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」を平成23年5月に策定し、従来の指標であった「緑被率」、「一人当たり公園面積」に加えて、「人の目の高さにおける、目に見える範囲のみどりの割合」である「緑視率」を新たな指標として導入した。

今後、「推進プラン」に基づき事業を進めることにより、「緑の基本計画」の理念と目標の実現を目指すとともに、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、生物多様性の確保、景観対策などに寄与し、「環境モデル都市・京都」にふさわしい緑豊かなまちの実現を目指していく。

4 緑化施策

(1) 京のまちなか緑化助成事業

地球温暖化防止やヒートアイランド現象緩和、良好な景観形成などを目的に、市民や企業等が行う建築物の屋上・壁面や、駐車場・生垣など敷地の緑化を対象にした「京のまちなか緑化助成事業」を実施している。

また、平成25年度に制度の普及を目指し、間口緑視率の導入による助成上限額の引上げなど制度の見直しを行った。



京のまちなか緑化助成

(2) 四季の花ストリート事業～スポンサー花壇～

本市のシンボルロードである御池通において、市民・事業者との協働により、四季折々の草花等を身近に楽しむことができる「四季の花ストリート事業」を推進するため、「スポンサー（協賛金を出資）」と「サポーター（日常の維持管理を実施）」の協力を得て、「スポンサー花壇」102基を設置し、維持管理を行っている。



スポンサー花壇

(3) 京都市記念植樹奨励事業

まちなかに、花と緑豊かな「新たな花の名所」を創出するため、結婚・誕生や、企業の創立といった慶事等を迎えた市民・企業・団体に、費用の一部を負担していただき、公園等に花木を植樹していただく「京都市記念植樹奨励事業」を平成22年度から実施している。平成25年度は、竹田公園（伏見区竹田中島町）に14本のサトザクラ（フゲンゾウ）を植樹した。

(4) 市民公募型緑化推進事業

市民がまちなかで目にする緑を増やし、緑の豊かさを実感できるよう、公共の敷地や建築物で、市民意見を基に緑化を行う「市民公募型緑化推進事業」を実施している。平成25年度は山科区総合庁舎周辺、市庁舎前広場（暫定整備）、烏丸通（塩小



市民公募型緑化推進事業

路通～七条通)、堀川(河川敷)などで整備を行うとともに、市民と協働で維持管理を行える場所に関する情報を把握するため、市民意見公募を行った。

(5) 京都市都市緑化審議会の運営

学識経験者、市民、事業者で構成される「京都市都市緑化審議会」を運営し、本市における緑化行政の円滑かつ総合的な推進を図っている。

5 梅小路公園

(1) 概 要

平安建都1200年記念事業として、緑の少ない都心部に大規模な緑の拠点を創出するため、平成7年4月29日に設置された。園内には、朱雀の庭、緑の館、チンチン電車等の施設がある。

また、平成24年3月には園内に「京都水族館」が開業し、平成26年3月には、「すざくゆめ広場」及び「市電ひろば」を開園した。

(2) 管理運営

一部の区域を除いて、指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会が管理している。

(3) 公園施設を供用する日及び時間

区 分		供用時間	供 用 し な い 日
緑 の 館	和室及び茶室	午前9時から 午後5時まで	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
	イベント室	午前9時から 午後9時まで	
	その他の部分	午前9時から 午後10時まで	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
庭 園		午前9時から 午後5時まで	月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
遊 戯 用 電 車 及 び 市 電 展 示 室		午前10時から 午後4時まで	月曜日から金曜日まで(休日に当たる日並びに7月及び8月の火曜日から金曜日を除く。)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
店舗(緑の館内に存するものを除く。)	市電ひろば内に存するもの	午前10時から 午後6時まで	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
	その他のもの	午前9時から 午後6時まで	

(4) 公園施設年度別料金収入

(単位：千円)

区 分	18	19	20	21	22	23	24	25
緑 の 館	3,466	2,561	2,564	2,583	2,608	2,689	3,100	3,683
庭 園	1,312	1,245	1,689	2,347	2,043	1,726	3,555	2,784
チンチン電車	4,330	4,398	3,983	4,342	3,540	2,852	4,224	3,036
駐 車 場	45,524	47,509	50,075	51,235	49,547	48,041	61,047	25,409
合 計	54,632	55,713	58,311	60,507	57,738	55,308	71,926	34,912

※平成25年度については、駐車場は11月末までの供用であった。



京都水族館と芝生広場



河原遊び場

(5) 再整備

平成20年度に新たな公園施設として民間事業者から「水族館」の整備提案がなされたことを契機に、総合公園としての機能をより充実させるため、事業内容の公益性等を十分考慮した上で、民間事業者の知恵、資本及び経営手法を活かしながら再整備を進めている。

平成23年度は、本市により防災トイレの整備や放送設備の充実、広域避難場所の拡大を行うとともに、公園への交通アクセス向上を図るため、民間事業者による大型バスや自転車駐車場等の整備を行った。

平成24年3月には京都水族館が開業し、多くの市民や観光客により賑わいが増すとともに、平成24年12月にはJR西日本から、平成28年春頃に新たに鉄道博物館を開業する計画が発表された。

平成26年3月には更に魅力的な空間とするため、子どもたちが伸び伸びと遊べ、大人も楽しくくつろげる2つの広場（大型遊具のある「すざくゆめ広場」と市電車両をカフェや売店に活用した「市電ひろば」）を開園した。

また、両広場の間には蓄電池を動力源とするチンチン電車を運行している。



鉄道博物館のイメージ図



すざくゆめ広場



市電ひろば

6 大宮交通公園

(1) 概 要

子ども達が楽しみながら交通に関する知識や交通ルールを身につけることを目的として、昭和45年5月に設置された。公園全体を一つの都市形態に見立て、各種の交通施設を備え、園路をゴーカートで走れるようになっている。このほか、市電、蒸気機関車、交通教室等がある。



市 電



ゴーカート

(2) 管理運営

平成18年4月1日から指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社が管理している。

(3) 開園時間及び休園日

ア 開園時間 午前9時から午後4時30分まで

イ 休 園 日 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) ゴーカート運行時間及び日

ア 運行時間 午前9時から午後4時まで

イ 運 行 日 休園日を除く木曜日、土曜日、日曜日、祝日、3月25日から4月7日まで及び7月21日から8月31日まで

(5) ゴーカート年度別料金収入

(単位：千円)

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
収 入	12,584	11,972	11,189	11,974	12,109	10,688	11,272	11,920



7 宝が池公園子どもの楽園

(1) 概 要

宝が池公園の東の端に位置する面積約4.3ヘクタールの広場で、昭和39年に競輪場跡地を利用して開設され、平成20年3月26日にリニューアルオープンした。

公園内は、「大広場」「遊具」「プレイパーク」の大きく3つのゾーンに分けて設計されており、ゾーンに応じて様々な体験や遊び方ができる。子どもたちの自由な遊びと創造力を引き出す「子どもが主役」の公園である。

(2) 管理運営

平成23年4月1日から指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会が管理している。

(3) 開園時間及び休園日

ア 開園時間 午前9時から午後4時30分まで

イ 休 園 日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) プレイパーク

プレイパークは、子どもたちが「自由なあそび」を作る場、やりたい気持ちを実現する場所で、子どもたちの発想で様々なあそびが展開され、日々変化を続けるあそび場である。禁止するのではなく、自分で考え、創造し、やってみる。「自分の責任で、自由にあそぶ」をモットーとし、失敗も怖がらずに進んでいくことで、責任を持って行動し、やりとげる力、生きる力を育む。

ア 通常プレイパーク

- ・道具を使った自由な遊びや昔遊び
- ・木の実、葉っぱ、小枝を使ったクラフトや楽器づくり
- ・季節のお話し会 など

イ 自然あそび教室

- ・ゲームやクイズを通した植物、虫、野鳥などの観察
- ・植物の管理、育成によるプレイパークの森の魅力アップのための取組
- ・自然の恵みを使ったアートや草木染め など



親水空間



芝生広場

8 街区公園の整備

街区公園は子どもたちの安全な遊び場を確保し、住民に憩い、コミュニティ及びレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難場所として緑豊かな都市環境を生み出している。

平成26年度は、柳の内公園、小坂公園の再整備及び北梅津公園（仮称）、洛北第二2号公園（仮称）の新規整備を行う。また、次年度の再整備、新設整備に向けて、洛北第三2号公園（仮称）、洛北第三5号公園（仮称）の測量・設計を行う。

9 街路樹

(1) 街路樹の育成管理

街路樹は、市民生活との共存を図るため、除草、剪定、刈込、病虫害駆除等の手入れが必要であり、高木は概ね隔年（一年おきに交互）で剪定を、低木は毎年刈込を実施している。

また、二段階剪定に取り組むなど「紅葉街路樹」への対応を図っている。

(2) 街路樹の種類と数量等（平成26年3月）

種 類	主な樹種	本数（本）	手入れ	その他
高 木 （約 49,500 本）	イチョウ	約 19,400	除草 剪定（夏期、冬期） 害虫駆除	伐採 植替え
	トウカエデ	約 8,000		
	サクラ類	約 4,500		
	ケヤキ	約 3,600		
	スズカケノキ	約 1,800		
	ユリノキ	約 1,600		
	ハナミズキ	約 1,500		
	その他	約 9,100		
低 木	ツツジ、クチナシ、シャリンバイ、アベリア他	約 910,000	除草、刈込、害虫駆除	補植 植替え

(3) 街路樹サポーター制度

市民と京都市が共に汗して、街路樹が健やかに生育するように、街路樹とその周辺部の美化・緑化に取り組んでいく制度のことで、平成26年3月現在、76団体1,323名のサポーターに活動していただいている。



(4) 街路樹の整備事業

ア 道路の森づくり

低木植栽のみとなっている道路の中央分離帯に新たに高木を植栽し、都市緑化の推進を図り、環境モデル都市・京都にふさわしい「道路の森づくり」を目指す。

なお、烏丸通については、「道路の森づくり」「ユリノキ並木再生」「自転車通行環境の整備」を「烏丸通・緑の道路環境整備事業」として、平成24年度から平成27年度にかけて整備を進める予定であったが、街路樹整備については、前倒しを行い、平成25年度末に完成した。

平成24年度 : 烏丸通（丸太町通～御池通）ケヤキ35本、サルスベリ11本
平成25年度 : 烏丸通（御池通～五条通）ケヤキ62本、サルスベリ10本



烏丸通完成区間

久世橋通（国道171号線～国道24号線）ケヤキ130本，サルスベリ34本
 葛野大路通（御池通～四条通）ケヤキ45本，サルスベリ6本
 御池通（西大路通～御前通）サルスベリ21本
 平成26年度：西大路通（JR山陰本線～九条通）ケヤキ等約200本
 北山通（旭丘中学校～紫明西通）ケヤキ等約10本
 新城南宮道（西高瀬川～千本通）サルスベリ6本

イ 花の道づくり

観光地周辺や公園緑地等につながる沿道において，花木により緑のネットワークを形成し，花木による名所づくりを行う。まちなかに潤いを与え，花と緑豊かなまちづくりを推進するため，街路樹のない歩道への花木の新植や，老朽化等が進行している街路樹を花木への植替えを進める。

平成25年度植栽箇所

[新植]

- 竹田街道（中書島付近）ハナミズキ27本
- 柳長公園前通（下鳥羽小学校付近）ハナミズキ76本

[植替え]

- 二条通（川端通～疏水浜通）ハナミズキ110本
- 新城南宮道（西高瀬川～近鉄京都線）
サルスベリ91本，ヨウコウザクラ54本
- 津知橋通（旧千本通～竹田街道）コブシ132本
- 大手筋通（国道1号線～新高瀬川），京都守口線（納所付近）
アベリアエドワードゴーチャ約39，000株



柳長公園前通

平成26年度植栽箇所

[新植]

- 紫明通（堀川通～加茂街道）ヒペリカム他 低木約12，000株

[植替え]

- 七条通（JR山陰本線～大宮通）ハナミズキ約80本
- 新城南宮道（油小路通～近鉄京都線）アベリアエドワードゴーチャ等約4，400株

ウ 街路樹リフレッシュ

老朽化，大型化した街路樹について，安全確保，並木景観の保全等の観点から，リフレッシュ（植替え）を進めている。（イチョウ，トウカエデ，スズカケノキ等で50本／年程度）

平成24年度：七本松通，山科外環状線，津知橋通他 47本

平成25年度：西大路通，御池通，十条通他 16本

平成26年度：堀川通，白川疏水通，川端通他 約50本予定

また，烏丸通（丸太町通～五条通）については，スズカケノキを近代街路樹100周年にちなんで，本市街路樹の始まりとなったユリノキへのリフレッシュ（ユリノキ並木再生）が完成した。

平成24年度：烏丸通（丸太町通～二条通）35本

平成25年度：烏丸通（二条通～塩小路通（国道区間を除く））119本

エ 桜景観創造プロジェクト

平成22年度に実施した調査結果を基に、樹勢が衰えたサクラ（ソメイヨシノ等）の更新を進め、サクラ並木景観の保全、向上等を図る。

平成23年度：第2疏水分線，木屋町通，白川南通 37本

平成24年度：第2疏水分線，木屋町通，白川北通 79本

平成25年度：第2疏水分線，木屋町通他 89本

平成26年度：老朽化が進行する市内のサクラ（街路樹）の樹勢を診断し、その結果に基づき、サクラの更新を行う。

琵琶湖疏水沿い（岡崎地区）等で樹勢診断調査（約180本）実施予定。

その調査結果に基づき、サクラの更新を（約50本）実施予定。



木屋町通（高瀬川）

オ ケヤキ並木保全・創造プロジェクト

ケヤキの老朽化及び大径化が進む，白川通，堀川通，葛野大路通，新林本通，御池シンボルロードのケヤキ樹勢診断調査を行い，その結果に基づき，老朽化したケヤキの植替えや樹勢回復等を行いケヤキ並木の保全・創造を目指す。

平成25年度：ケヤキ樹勢診断調査実施し，植替えや樹勢回復等の対策を要する樹木の現状を示す結果が得られた。

平成26年度：ケヤキ樹勢診断調査結果に基づき，老朽化したケヤキの植替え及び樹勢回復等を実施予定。

カ 紅葉景観創造事業

老朽危険木対策，害虫対策，景観対策の観点から既存のスズカケノキを紅葉の美しい他の樹種への転換を図る。

平成26年度：東大路通をイチョウに，西大路通をモミジバフウに約140本を樹種転換予定。

(5) その他

みどり政策推進室では，街路樹の他に，苗ほ（松賀茂，宝が池）内の樹木管理及び路傍樹（引継物件）の管理を行っている。

10 公益財団法人京都市都市緑化協会

民有地の緑化及び緑地保全を推進し，緑化思想の普及啓発等を行うことにより，京都市における都市緑化を推進することを目的に，平成7年3月1日本市が全額出資して財団法人京都市都市緑化協会を設立した。

公益法人制度改革に伴い，平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し，本市や関係諸団体，市民，事業者との連携・協働によって，「京都市緑の基本計画」の推進をはじめとして，京都の「みどり」の保全・創出・育成を推し進める役割を担っている。併せて，梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園の管理運営を指定管理者として委託している。

同協会は，次に掲げる事業を行っている。

- (1) 都市緑化の普及啓発事業及び都市緑化事業の推進
- (2) 都市緑化を促進するリーダーの育成
- (3) 都市公園及び緑地を利用した環境学習等の実施
- (4) 都市公園及びこれに類する施設の管理運営業務の受託

- (5) 都市緑化の促進に関する情報収集及び研究
- (6) 上記の事業を推進する団体の育成及び協働
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

みどり管理事務所

1 都市公園の維持管理

(1) 概 要

みどり管理事務所による適時の巡回、施設の緊急補修及び簡易な施設の維持更新を行っている。

また、公園愛護協力会(※)が結成されている街区公園等については、公園愛護協力会が清掃、除草等の軽易な作業を行っている。

なお、梅小路公園及び大宮交通公園については、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき公募等を行い、平成18年度から公益財団法人京都市都市緑化協会（平成24年4月1日付けで財団法人から公益財団法人へ移行）及び一般財団法人京都市都市整備公社（平成24年4月1日付けで財団法人から一般財団法人へ移行）を指定管理者に指定している。また、宝が池公園子どもの楽園についても、平成23年度から公益財団法人京都市都市緑化協会を指定管理者に指定している。

※地元で自発的に結成された団体で、公園の清掃、除草、遊具等の危険箇所の通報、公園の正しい利用方法の指導等の活動をされている。

(2) 各みどり管理事務所の所轄区域

名 称	所 轄 区 域
北部みどり管理事務所 TEL：882-7019	北区，上京区，左京区，右京区，西京区
南部みどり管理事務所 TEL：643-5405	中京区，東山区，山科区，下京区，南区，伏見区

(3) 公園愛護協力会結成状況（平成26年3月31日末現在）

行政区	北	上 京	左 京	中 京	東 山	山 科	下 京	南	右 京	西 京	伏 見	合 計
公園数	60	21	113	26	17	84	28	88	73	113	258	881
結成数	35	16	84	24	10	60	23	56	59	88	181	636

(4) 公園緑地維持管理費の推移(単位：千円)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25
費 用	688,127	691,686	686,210	691,635	704,381	697,398	713,468	751,209

2 各種許可

(1) 行為許可

催し物等により都市公園の一部又は全部を独占して利用することについて、京都市都市公園条例に定める要件に該当する場合、これに基づき許可している。

(2) 公園施設の設置・管理許可及び公園の占用許可

公園施設を設置・管理又は公園内を占用することについて、都市公園法に定める要件に該当する場合、これに基づき許可している。

都 市 整 備 部

(市街地整備課・整備推進課・南部区画整理事務所)

1 土地区画整理事業の概要

(1) 事業の目的

土地区画整理事業は、良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園、水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資するものである。

(2) 事業の沿革

本市における土地区画整理事業は、大正末期から外郭循環路線の建設と市街地の整備を目的として施行したのに始まる。現在、旧市街地周辺部にみられる整然とした街区は、ほとんど区画整理事業により形成されたものであり、事業施行済の地区は95地区、その面積は約3,680haに及び、これは市街化区域面積の約25%に相当する。

(3) 事業で用いられることば

ア 減歩

区画整理事業を施行する際、新しく必要とする道路、公園及び水路等都市生活に必要な公共施設用地や、事業資金を生み出す保留地に充当するために、各地権者から受益に応じて土地を提供してもらうこととなるが、この土地の面積が減少することを「減歩」という。

減歩には、公共施設用地を生み出す「公共減歩」及び保留地を生み出す「保留地減歩」があり、従前の土地に対する減歩の割合を「減歩率」という。減歩により面積は減るが、宅地の有効利用及び生活環境の改善により、土地の評価は従前に比して上昇する。

イ 換地

施行前の土地の代わりに施行後に権利者に交付する減歩をした土地を「換地」という。換地は、従前の土地と位置、面積、利用状況及び環境について照応していることを原則とし、整理前後における適正な評価計算の結果を基に、位置、形状及び面積を定めている。個々の条件により換地に生じる多少の不均衡は、金銭によって清算しており、これを「清算金」という。

ウ 保留地

事業により整理した宅地のうち、一部の土地を換地として定めず、事業費に充当するために売却する土地をいう。

(4) 事業の施行者

ア 地方公共団体（市）

本市がまちづくりの観点から区画整理事業を施行するもので、都市計画で施行区域を定め、事業計画のうち設計の概要について、国土交通大臣の認可を受ける。また、施行規程を条例で定め、施行地区ごとに審議会と評価員を設けなければならない。

審議会は、地区内の権利者から選挙により選ぶ委員及び市長が選任する学識経験者から成り、権利者の意見が十分反映され、事業が公正かつ公平に行われるよう、施行者と権利者を結ぶパイプ役を果す。評価員は、土地の評価に関して公正を確保するため、施行者に意見を述べる。

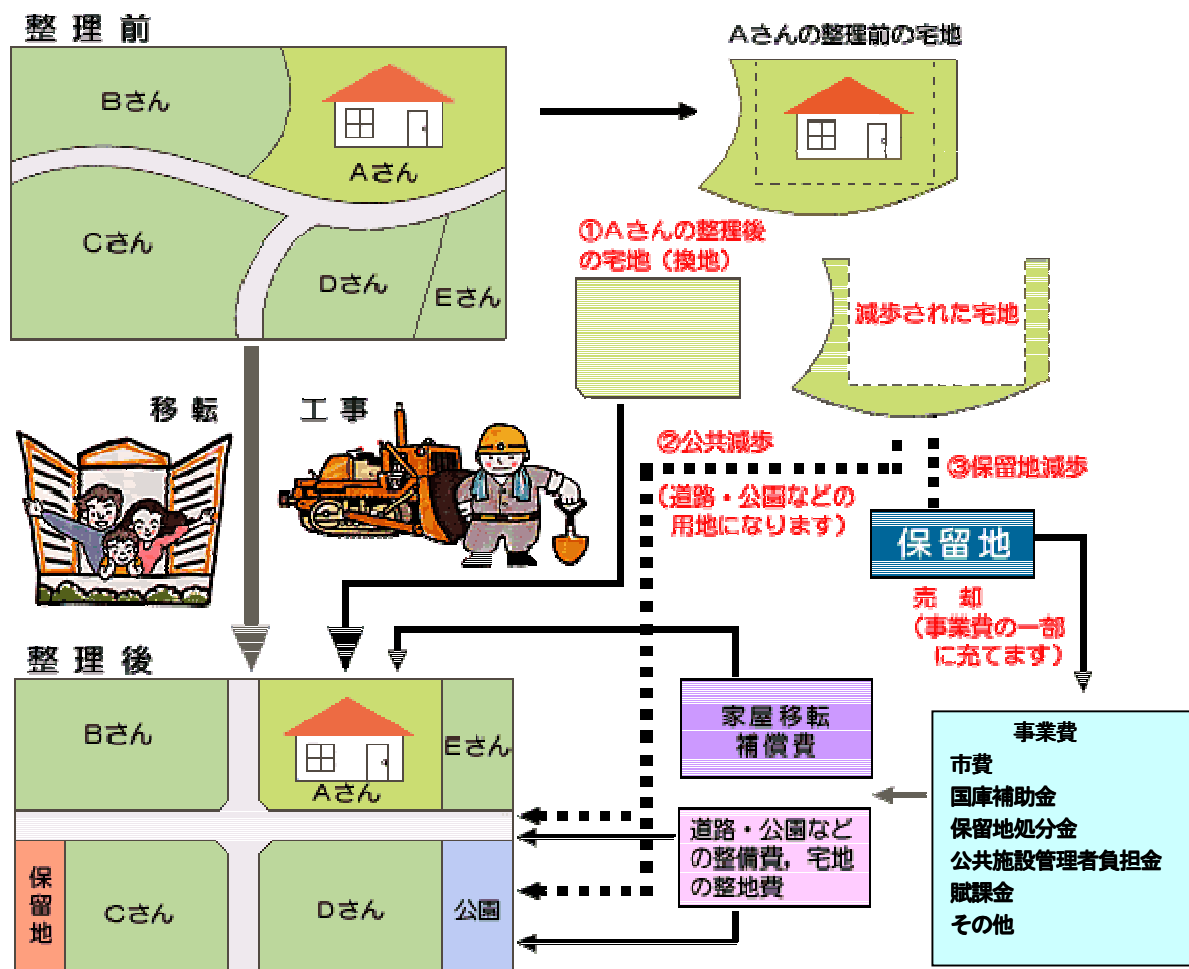
イ 組合

土地所有者又は借地権者が7人以上共同して土地区画整理組合を設立し、事業を施行する。

組合を設立しようとする者は、定款及び事業計画を定め、設立について市長の認可を受けなければならない。

ウ その他

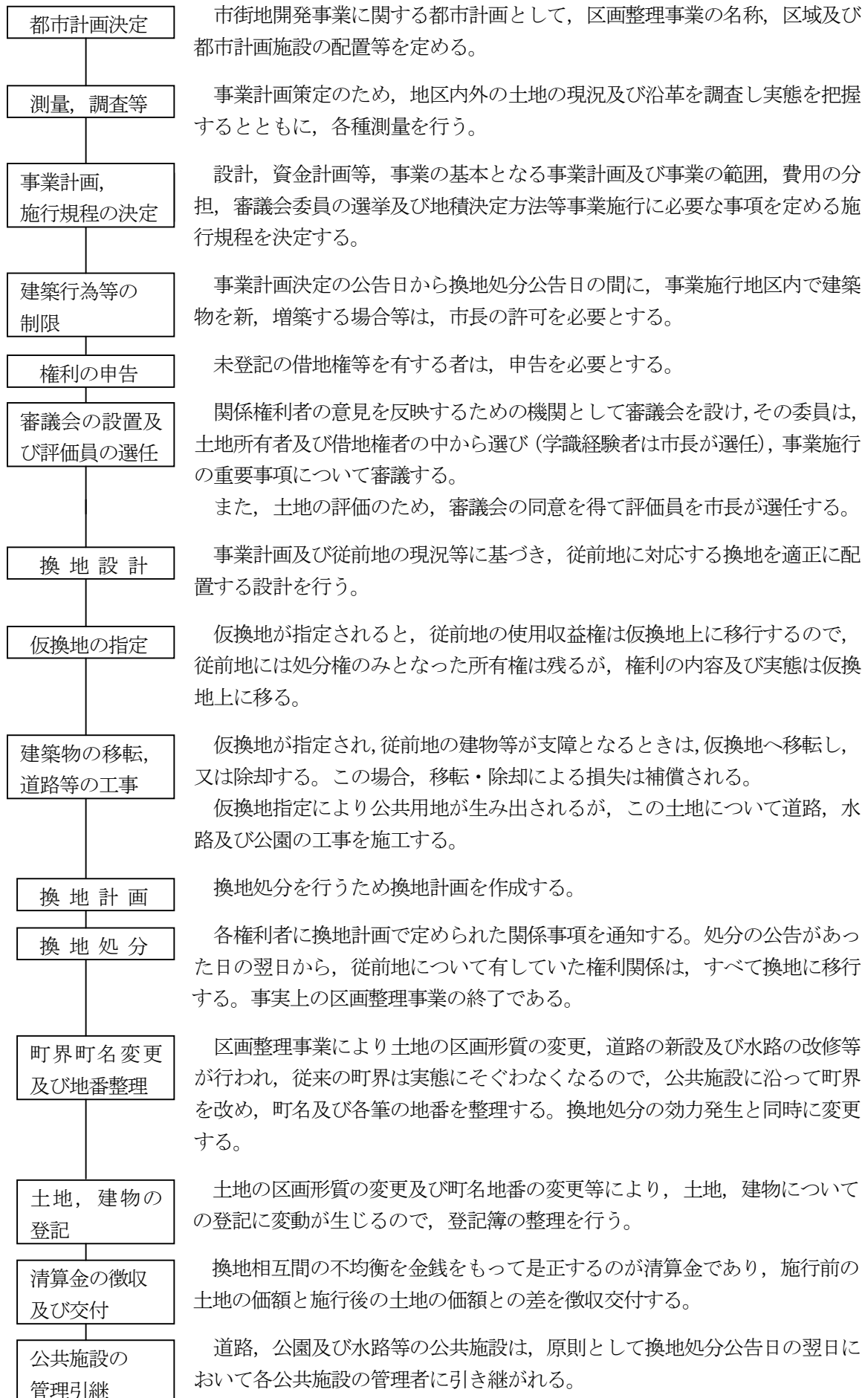
個人、区画整理会社及び独立行政法人都市再生機構による施行がある。



換地 整理後の個々の住宅は、整理前の土地の位置、面積、利用状況などに応じて適正に定められます。	公共減歩 地区内に新たに必要となる道路、公園などの用地は、地区内の土地所有者が少しずつ出し合うことによって生み出します。	保留地減歩 事業費の一部をまかなうため、売却する土地を地区内の土地所有者が少しずつ出し合います。	現在の土地にある所有権、地上権、賃借権などは相応の権利分が換地上に定められます。
---	--	--	--

注：減価型の事業の場合は、保留地は設定されず、公共施設用地に充当する土地を先行取得して実質減歩率を下げる方法が通例です。既成市街地で地方公共団体施行の場合に限定されています。

(5) 事業の進め方（公共団体施行の場合）



2 施行中の土地区画整理事業

(1) 京都市施行

(平成26年4月1日現在)

地 区 名	施行面積	施行期間	減歩率	仮換地指定率	道路築造率	事業費
伏見西部第三	104.5ha	S60～H30	20.54%	97.6%	89.2%	18,157 百万円
伏見西部第四	116.7ha	S63～H43	20.17%	42.6%	33.9%	28,000 百万円
伏見西部第五	108.9ha	H14～H27	22.60%	0.9%	0.0%	40,217 百万円 (42,749 百万円)
上鳥羽南部	151.0ha	S46～H31	20.38%	98.5%	98.3%	19,489 百万円
洛北第二	53.4ha	S53～H31	25.60%	100.0%	100.0%	7,472 百万円
崇仁北部第一	2.9ha	H23～H28	3.08%	10.7%	—	177 百万円

※伏見西部第五の事業費の下段（ ）書きは、まちづくり交付金を含んだ金額である。

※洛北第二は清算を含む施行期間

※崇仁北部第一は都市計画局所管（道路築造工事等は、住宅地区改良事業により実施）

(2) 組合施行

地 区 名	施行面積	施行期間	減歩率	仮換地指定率	道路築造率	事業費
桃山東第二	9.1ha	H 8～H30	54.95%	100.0%	99.5%	5,335 百万円

3 各地区の進捗状況

(1) 市施行

ア 伏見西部第三地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部第二地区の南に位置し、一般国道1号及び外環状線沿いは交通の便が良いことから、流通業務施設等の進出が著しく、事業の進捗に伴い立地条件に併せた流通業務系の市街地が新油小路通沿いにまで形成されてきている。

平成26年度は、道路整備工事、物件移転補償等を実施する。

イ 伏見西部第四地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部第三地区の西南に位置し、地区面積の約半分が農地として利用されている。

地区中央を縦貫する府道京都守口線沿いには、交通の利便性を生かした流通業等の倉庫や機械金属関係の工場が立地しており、事業の進捗に伴い、流通業務施設等の進出によって、都市化の急速な進展が予想される地域である。

平成26年度は、区画道路築造及び舗装工事、水路整備工事、物件移転補償等を実施する。

ウ 伏見西部第五地区（担当：南部区画整理事務所）

伏見西部地区土地区画整理事業の最終工区として、伏見西部第四地区の西南に位置し、一級河川桂川と宇治川に挟まれた平坦地で、地区内には防災拠点ではあるが、アクセス道が不足している横大路運動公園と京都競馬場の駐車場を含んでおり、無秩序な市街化も進む中、早急に公共施設の整備改善が望まれる地域である。

平成22年度の京都市公共事業評価委員会において「早期に事業効果が発現できるよう計画の見直しをおこなうべき」との意見が出されたことから、「はばたけ未来へ！京プラン（実施計画）」の中で「土地区画整理事業の見直し」を対象とし、当該事業を早期に完了させるため、平成23年度から事業計画の見直しに関する検討を進めてきた。

平成26年度は、事業計画変更、換地設計変更、承水路整備工事、区画道路築造工事、旧排水機場樋門・樋管撤去工事等を実施する。

エ 上鳥羽南部地区（担当：整備推進課）

名神高速道路京都南ICに近く、一般国道1号が縦貫し、市街地の拡大が進んでいる。

平成26年度は、残る公共施設の整備を完了し、換地計画の準備及び出来形確認測量等を進める。

オ 洛北第二地区（担当：整備推進課）

市街地の東北部にあり、宝が池公園の北に位置している。

平成26年度は、換地処分、町名地番の変更、換地処分に伴う登記、清算金の徴収・交付及び公共施設の管理引継ぎを行う。

カ 崇仁北部第一地区（担当：都市計画局住宅室すまいまちづくり課）

昭和60年から施行された崇仁北部第四地区住宅地区改良事業の地区内に位置し、京都駅や京阪七条駅に近く、国道24号（河原町通）や塩小路通が縦横に交差し、全域が商業地域又は近隣商業地域であり、ポテンシャルの高い地区であるが、同事業の長期化による人口減少等により地域活力が低下している。そのため、土地区画整理事業との合併施行により、改良事業の早期完了を目指す。

平成26年度は、区画道路築造工事、舗装工事及び物件移転補償等を実施する。

(2) 組合施行

ア 桃山東第二地区（担当：一般財団法人 京都市都市整備公社区画整理部）

京都市の東南部に位置し、京阪電鉄宇治線の六地藏駅を中心とした住宅圏内であり、近隣商業地域に近接していることから、住宅地として好条件を備えている。

平成26年度は、保留地処分、事業計画変更（公園予定地の保留地化、資金計画）、公共施設工事（擁壁、道路、表層）、引継図書作成、街区・画地出来形確認測量、引継ぎ測量などを行う。

4 太秦東部地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、地下鉄東西線の西伸による整備効果を最大限に発揮させ、公共交通の利便性を高めるため、太秦天神川駅を中心とし、地下鉄及び京福電鉄並びに路線バスの各交通機関相互を円滑に接続するための交通拠点づくりのための公共施設整備を行う区画整理事業との一体的施行で、再開発ビルに右京区役所総合庁舎等を整備し、右京区の新たな交流拠点を創出することを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約118億円

イ 施行面積 約0.9ha

ウ 事業計画期間 平成15年度～平成20年度

エ 権利者数 6名(公的機関を除く、権利変換計画決定時点)

うち、権利変換者4名(1名分は他権利者が相続)及び地区外転出者1名

(3) 施設建築物

右京区の新たな交流拠点としての役割を果たすべく、施設建築敷地6,827㎡に、地下1階及び地上5階(住宅部分は地上8階)の再開発ビルを建設し、ここに右京区総合庁舎(1・2・5階)、右京地域体育館(3・4階)、交通局庁舎(3・4・5階)、右京中央図書館(3階)、一般分譲住宅56戸、店舗4区画(1階)が配置されている。

また、建物上屋には公開の緑化スペースを設け、良好な施設環境を整えている。

5 山科駅前地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、山科駅前地区約2.8haの区域を対象に、地下鉄東西線の建設計画と整合させながら、市街地再開発事業の手法により、道路、地下道及び駅前広場の公共施設を整備するとともに、土地の高度利用を図りつつ、住宅やホテル及び商業施設を配置する新しいまちづくりを進めることを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約883億円

イ 施行面積 約2.8ha

ウ 事業計画期間 平成3年度～平成11年度

エ 権利者数 120名(公的機関を除く、権利変換計画決定時点)

うち、権利変換者65名及び地区外転出者55名

(3) 施設建築物

	用 途	構 造 等
RACTO-A	ホテル(ホテルブライTONシティ山科) 商業施設(ラクトメトロモール) 飲食店	地上8階地下2階 延床面積 8,391 ㎡
RACTO-B	商業施設(専門店街ラクト・大丸山科店・ニトリ) 住宅(メゾンウエスト・95戸) 健康・文化施設(京都市ラクト健康・文化館) 駐車場(京都市山科駅前駐車場・264台)	地上9階地下3階 延床面積 50,813 ㎡
RACTO-C	金融機関・店舗・医療機関 生涯学習施設(京都市生涯学習総合センター山科) 住宅(メゾンイースト・67戸)	地上9階地下2階 延床面積 12,220 ㎡
RACTO-D	アミューズメント施設・医療機関 オフィス	地上7階地下2階 延床面積 6,158 ㎡

(4) 公共施設

ア 道路・地下道

駅前ターミナルから南に向かう駅前通りは、幅員22mに拡幅整備するとともに、再開発ビル、地下鉄、JR及び京阪電鉄各駅を結ぶ地下道を整備している。

イ 広場・公園・駐車場

中交通広場については、バス及びタクシーが乗り入れられる駅前ターミナルとして整備し、地下には自転車及びミニバイクを1,900台収容できる「京都市山科駅自転車等駐車場」を整備している。駐車場については、再開発ビル・RACTO-Bに264台収容の公共駐車場「京都市山科駅前駐車場」を設置している。

6 京都駅南口地区第一種市街地再開発事業

(1) 事業目的

本事業では、京都の南部と北部を結ぶ接点に位置する京都駅南口地区を市街地再開発事業の手法により、駅前広場、街路等の公共施設の整備と再開発ビルを建設することによって、国際文化観光都市京都の南の玄関口にふさわしく、かつ、南部地域開発の拠点として必要な商業、文化及び観光機能を持たせることを目的としている。

(2) 事業概要

ア 総事業費 約213億円

イ 施行面積 約2.2ha

ウ 事業計画期間 昭和55年度～昭和58年度

エ 権利者数26名 うち、権利変換者6名及び地区外転出者20名

(3) 施設建築物

南部地域開発の拠点としての役割を果たすべく、施設建築敷地7,190㎡に、地下3階及び地上9階(一部は地上13階)の再開発ビルを建設し、ここに商業、文化、観光及び業務の機能を設けている。また、敷地内に2,167㎡の空地を設け、良好な施設環境を整えている。

(4) 公共施設

ア 道路

駅前にアプローチするバス及びタクシーの発生集中交通をはじめ、通過交通に十分対応できる都市計画道路4路線の整備を行っている。

イ 広場

京都駅南口に集まる歩行者の安全と自家用車、バス及びタクシー交通に十分対応できるように、施設建築物を取り囲む八条通、竹田街道、針小路通及び烏丸通を拡幅整備するとともに、八条通に面した3,816㎡の交通広場(バスターミナル)を整備している。

ウ 八条通地下横断歩道

交通量の多い八条通の地下に交通弱者用のエレベーター付きの横断歩道を設けて、歩行者の安全を図っている。

また、地下横断歩道の再開発ビル側の出入口は、防災上の配慮及び緑とゆとりの空間を演出するサンクンガーデンとして整備している。

(5) JR 京都駅新幹線下自由通路

京都駅南口地区第一種市街地再開発事業の関連事業として、八条通地下横断歩道に接続する新幹線下自由通路の建設を行い、烏丸通公共地下道、北口広場地下街及び地下鉄京都駅と連結することによって、再開発事業の主目的の一つである京都駅南北両地域の一体化及び南地区利用者の利便性を図っている。

7 京都シティ開発株式会社

(1) 設立目的

本市施行の京都駅南口地区第一種市街地再開発事業及び山科駅前地区第一種市街地再開発事業を基盤事業とし、当該事業によって整備された施設等の管理及び商業施設の運営を主たる業務とするとともに、それらを通じて当該事業地区及び周辺地域の振興、発展に寄与することを目的に設立された第三セクターである。

同社は、その前身である京都駅南口再開発株式会社(昭和55年12月19日設立)及び山科駅前再開発株式会社(平成3年9月2日)が、一体的な経営によって、より一層の健全化を図り、多様化する本市行政活動の代行的及び補完的役割を将来に亘って安定的に果たせる団体となるため、本市の「京都市外郭団体再整備計画」に基づく指導の下、合併し発足した。

平成18年2月1日付けで京都二条開発株式会社と統合し、平成20年度には、一旦、累積損失を解消したが、平成22年度決算において、監査法人の指導により税効果会計を厳格に適用し、繰延税金負債を計上した結果、再度、累積損失が発生した。平成23年度以降は、単年度会計としては毎年利益を出しており、平成25年度末で累積損失は解消する見込みである。

(2) 発足年月日 平成14年7月1日

(3) 資本金 5億6,100万円(京都市出資率49.89%,他民間18社)

(4) 主な業務

ア 再開発ビルの管理 (アバンティ及びラクトA・B・C)

イ 商業施設の管理運営(ラクトB商業施設)

ウ 直営駐車場及び駐輪場の経営(山科駅西駐車場及び山科駅西駐輪場)

エ 不動産賃貸業務 (アバンティ B1F~2F 及び BiVi 二条商業施設用地)

オ 京都市事業の受託

(ア) 公共施設維持管理業務 (八条通地下横断歩道,山科駅前地下道等)

(イ) 京都市山科駅前駐車場管理運営 (指定管理者)

(ウ) 京都市山科駅自転車等駐車場管理運営 (指定管理者)

(エ) 京都市ラクト健康・文化館管理運営 (指定管理者)

建設局過去10年の歩み(平成16年4月1日～平成26年3月31日)

年	月	内 容
16年	1月	西羽束師川都市基盤河川改修事業の本川暫定改修完了
	3月	京都市水共生プランの策定
		四条通電線共同溝整備工事の完成(大宮通～室町通)
	4月	火打形公園の開園
		葛野大路(四条通～三条通)道路改築工事の完成
		第1回建設局公共事業新規採択時評価の実施(二ノ瀬バイパス)
	7月	排水性・透水性舗装整備方針の策定 日野川河川環境整備(ビオトープ)工事の完了
17年	11月	石田駅自転車等駐車場の開設
	2月	竹田久我線(竹田街道～小豆屋町)の完成
	3月	東堀川通無電線共同溝整備工事の完成(中立売通～丸太町通)
		葛野大路(三条通～御池通)道路改築工事の完成
		二条公園の再整備完了
	4月	京都市公共物GISの運用開始
		東寺駅自転車等駐車場の開設
		京都市雨水流出抑制対策実施要綱の策定
		比輪田公園の開園
		梅屋広場公園の開園
18年	7月	京都市電子納品実施指針の策定 玄武公園の再整備完了
	9月	洛西第二地区土地区画整理事業の完了
	10月	京都市雨水流出抑制施設設置技術基準の施行
	11月	広河原バイパス(丁子谷口橋, 天井滝橋, 能見口橋等)の開通
18年	1月	伏見西部第二地区土地区画整理事業の完了
	3月	久世北茶屋線(JR東海道線立体交差部)4車線化工事の完了 華頂道電線共同溝整備工事の完成
18年	4月	建築物緑化(屋上・壁面)助成事業の開始
		京都市建設リサイクルガイドラインの改定
		市道宝が池通(狐坂高架橋)の整備完了
		幡枝葵森線道路整備事業の完了
19年	10月	都心部放置自転車等対策アクションプログラムの策定
	1月	西大路御池駅自転車等駐車場の開設
	2月	京都市 道路のためのバリアフリーの手引きの改正
		歩道等の設置に係る道路構造令の京都市運用基準の策定
	3月	太秦天神川駅自転車等駐車場の開設
	4月	伏見桃山城運動公園の開園
		嵯峨中山公園の開園
		太秦安井公園の開園
	5月	鴨川東岸線(松風橋～十条通間)の完成
		深草疏水通(松風橋～十条通間)の完成
		一般国道162号周山道路の開通
	7月	鉾立公園の再整備完了
	10月	第10次治水五箇年計画の策定
		バリアフリー重点整備地区「山科地区」道路事業の完成
20年	12月	堀川水辺環境整備事業 紫明せせらぎ(第1～第7)公園及び堀川(第1, 第2)せせらぎ公園開園
		南禅寺緯11号線電線共同溝整備工事の完成
	1月	京都高速道路油小路線(直線区間)の開通
		油小路通(京都南大橋)の6車線化の完成
		太秦下刑部公園の開園
20年	3月	宝が池公園「子どもの楽園」の再整備完了

20年	3月	一般国道162号 川東工区(第1工区)(紘葉橋, 三杉橋, 杉の里トンネル等)の開通
	4月	白川都市基盤河川改修事業の今出川分水路完成
	5月	十条通(師団街道～河原町通間)の4車線化の完成
	6月	京都市公共事業コスト構造改善プログラムの策定
		京のまちなか緑化助成事業の開始
		京都高速道路新十条通の開通
		JR嵯峨嵐山駅橋上駅舎の完成
		京都市建設局中長期運営方針【社会資本整備の重点】2008～2017の策定
	7月	一般国道367号「北大路橋」の補強・修景工事の完了
		堀川水辺環境整備事業 堀川せせらぎ第3公園の開園
	8月	西賀茂第三地区土地区画整理事業の完了
	9月	都市計画道路Ⅰ・Ⅰ・1八条通(国道24号～竹田街道)道路改築工事の完成
		山ノ内赤山公園の開園
	10月	長谷馬場南公園の開園
		JR東海道線「桂川駅」関連公共施設(東西自由通路, 駅前広場, 東・西自転車等駐車場等)の完成
21年	11月	JR嵯峨嵐山駅南北自由通路の完成
		岩倉長谷地区土地区画整理事業の完了
	12月	都市計画道路向日町上鳥羽線「祥久橋」の完成
	2月	一般国道477号 小出石バイパスの開通
	3月	民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設
		堀川水辺環境整備事業の完成
		谷田川河川工事の完成
		産寧坂地区(一年坂～二年坂～産寧坂)電線共同溝整備工事の完成
		バリアフリー重点整備地区「道路特定事業計画」全地区の策定
		バリアフリー重点整備地区「桂地区」道路事業の完成
		都市計画道路Ⅱ・Ⅲ・71国鉄嵯峨嵐山北通(JR嵯峨嵐山駅前広場)の完成及び嵯峨嵐山駅自転車駐車場の開設
		太秦東部地区第一種市街地再開発事業の完了
	6月	御池通スポンサー花壇事業の開始
	8月	上賀茂山端線(上賀茂伝統的建造物群保存地区)電線共同溝整備工事の完成
	10月	自転車駐車場付置義務の強化(対象施設の拡大, 基準面積の見直し)
		幡枝御反田公園の開園
		下三栖城ノ前公園の開園
	11月	一般国道367号(都市計画道路3・5・135大原通)道路拡幅工事の完了
		西賀茂自転車駐車場の開設
		御池通まちかど駐輪場の開設
	12月	太秦東部地区土地区画整理事業の完了
		洛北大別当地区土地区画整理事業の完了
22年	2月	バリアフリー重点整備地区「向島地区」道路事業の完成
		久世高田地区土地区画整理事業の完了
	3月	改訂自転車総合計画の策定
		新たな「京都市緑の基本計画」の策定
		京都市私道整備助成制度に係る規則の改正
		御射山自転車等駐車場の開設
		JR山陰本線(京都～二条, 花園～嵯峨嵐山駅間)複線高架化の完成
		一般市道山国雲ヶ畑線「亀ノ甲橋」の完成
		京のみちデザイン指針の策定
		原谷中央公園の開園
	4月	バリアフリー重点整備地区「嵯峨嵐山地区」道路事業の完成
	5月	葛野西通(葛野大路～天神川通間)の開通
		納所排水機場(伏見区納所北城堀)の運転開始
	6月	公園施設(梅小路公園・水族館)設置許可
		幡枝庄田公園の開園
	7月	松尾駅自転車等駐車場の開設
	8月	新土木積算システムのWeb化運用

22年	8月	京都市記念植樹奨励事業の開始 一般国道477号 大布施トンネル等の開通			
	10月	嵯峨・嵐山地区(嵯峨釈迦堂門前(宇多野嵐山山田線他))電線共同溝整備工事の完成			
	11月	御池通自転車通行環境整備に係る実証実験の実施 祇園新橋伝統的建造物群保存地区(切通し(弥栄経7号線))電線共同溝整備工事の完成			
	12月	長代川改修工事の完成			
23年	1月	京都市建設リサイクル推進プラン'10の策定			
	2月	仁和寺周辺地区(御室緯90号線)電線共同溝整備工事の完成			
	3月	市道宝が池通(北山工区)の整備完了 養老田幹線排水路改良工事の完成 京都高速道路油小路線(斜久世橋区間)の開通			
		4月	京都市建設局電子納品の手引き策定 長谷土田公園の開園 上庄田第二公園の開園		
			5月	第1次京のみどり推進プランの策定 京阪本線淀駅複線高架化の完成 市民公募型緑化推進事業の開始	
	8月			竹田地区土地区画整理事業の完了	
	10月	建設汚泥再利用の手引き策定 向代公園の開園			
	12月	「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」策定			
	24年	1月	間伐材を利用した歩行空間改善(烏丸今出川バス停付近)完成		
3月		京都市建設リサイクルガイドラインの改定 アップグレード観光案内標識「地上機器を利用した案内サイン」の整備 中山稲荷線(西砂川橋)耐震補強工事(架替)の完成 国道367号(北大路通)電線共同溝整備工事の完成 京都水族館(梅小路公園 公園施設)の開業 梅小路公園 大型バス駐車場等の開業 千石荘公園の再開園 京都市河川整備方針の策定			
		4月	京都市公共事業評価実施要綱の改正		
		25年	2月	二条駅地区土地区画整理事業の完了	
			3月	京都市道路構造条例の制定(平成25年4月1日施行) 賀茂川紫竹線道路拡幅工事完成 向日町上鳥羽線全線(国道171号～葛野大路)供用開始 上七軒通無電柱化事業完了 橘公園の再開園 相深公園の開園 主要府道大山崎大枝線(沓掛工区, 西長春日工区(一部))工事の完成	
				4月	大山崎大枝線 供用開始
				7月	大藪公園の開園
				10月	洛北第三地区土地区画整理事業の完了 阪急京都線(洛西口駅付近)連続立体交差化事業 上り線高架切替
12月	栗尾バイパス(京北トンネル) 供用開始				
26年	2月			小川通(小川工区)歩道整備工事完成 西陣杉坂線(釈迦谷工区)道路整備工事完成 梅小路公園 すざくゆめ広場・市電ひろばの開園 西小路通 供用開始	
	3月		伏見向日町線(東工区) 供用開始 太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画策定 大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画策定		